

宮津市行政視察受入費用徴収に係る取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宮津市が行政視察を受け入れ、市が保有する行政情報等を提供する場合における実費負担費用の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(費用の徴収)

第2条 市は、会場使用料及び配布視察資料作成費等に係る費用として、次の各号により計算した金額を合計した金額を徴収する。ただし、行政視察の過程において有料施設入館料等が発生した場合は、当該費用について別途徴収するものとする。

- (1) 基本額 1件につき2,000円
- (2) 加算額 視察者1人当たり500円

2 徴収の庶務は、行政視察を受け入れた所管課が処理する。

(徴収対象者)

第3条 徴収の対象者は、公共団体の職員、議員及び随員職員等とする。

(徴収の免除)

第4条 次の各号に掲げる視察者については、第2条の規定による費用を免除することができる。

- (1) 京都府内の市町村職員及び議員
- (2) その他市長が特別の理由があると認める者

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。